

〇糸満市男女共同参画社会推進条例

平成22年3月26日

条例第3号

糸満市は、沖縄戦終焉の地として、平和の発信地という重要な役割を担っており、「ひかりとみどりといのりのまち」として平和で豊かな住みよい社会の実現を目指している。平和とともに市民が求めている望ましい社会は、個人が尊重され、男女が共に、より質の高い生活を実現できる社会である。

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しつつ法制度の整備を行い、男女共同参画社会の形成を柱に男女平等の実現を目指してきた。

糸満市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる「糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」に基づいて様々な取組を推進してきた。

しかしながら、現実には女性に対する暴力などの人権侵害及び性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習や社会制度等が依然として根強く存在し、真の男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されている。

また、少子高齢化、国際化などの社会経済情勢の急激な変化に対応し、生き生きと豊かで住みよい社会を築くためには、性別にとらわれることなく、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画することのできる地域社会の基盤を整える必要がある。

ここに私たち糸満市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民、事業者及び教育者が一体となって、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育者の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）

における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育者 市内において、学校教育及び社会教育に携わる者をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋人間等親密な関係の男女の間の身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に育児、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (6) 男女共同参画社会の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画

社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するに当たって、市民、事業者、教育者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育者の責務）

第7条 教育者は、男女共同参画社会の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第9条 何人も公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（男女共同参画計画）

第10条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、糸満市男女共同参画会議（糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）により設置された附属機関をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市の附属機関等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の推進に関して市民、事業者及び教育者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及び教育者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出)

第16条 市民、事業者及び教育者は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又は男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて糸満市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」(平成18年3月策定)は、第10条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。